

## 被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて（令和 8 年 4 月 1 日から）

令和 8 年 4 月 1 日以降、一部の条件に該当し認定申請者が希望した場合に限り、厚生労働省により示された新たな取扱いに基づく被扶養者認定方法にて年間収入を判定します。

被扶養者として申請する方の収入が、**労働契約に基づく給与収入のみであり、その内容を労働条件通知書等により確認できる場合に限り**、労働契約内容に基づいた年間収入の確認を行います。

※ 該当しない場合、**被扶養者認定はこれまでと変わらず、本取扱い変更による影響はありません。**

### 1. 対象となる方・ならない方

#### 【対象となる方】

次のすべてに該当し本取扱いでの申請を**希望する**場合、対象となります。

- ・ パート・アルバイト等で就労しており、収入が**給与収入のみ**であることを申立てできる方
- ・ **労働条件通知書等の契約内容（賃金、労働時間、契約期間等）により年間収入が確認できる方**

#### 【対象とならない方】

次のいずれかに該当する方は、本取扱いの対象とはなりません。

- ・ **給与収入以外の収入**（年金収入、事業収入、不動産収入、その他の継続的収入）**がある方**
- ・ この取扱いによらず、**従来どおりの方法で申請を行う方**
- ・ 契約期間が 1 年に満たない方
- ・ **労働条件通知書等の契約内容により年間収入が判定できない方**

※労働契約内容により年間収入が判定できない例

- シフト制による
- 記載の内容に幅がある（○～○時間、○時間内、○時間程度等）
- 交通費あり、交通費 1 日○円程度、交通費 1 日○円まで

### 2. 年間収入の判定方法（本取扱いの対象となる場合）

実際の収入実績ではなく、**労働契約内容から見込まれる年間収入**により、被扶養者認定の可否を判断します。

基準額は次のとおりです。

【収入基準】130 万円未満。ただし、以下の a および b を除く。

- a. 60 歳以上または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金を受けられる程度の障がい者の方：180 万円未満
- b. 被保険者の配偶者以外でその年の 12 月 31 日時点の年齢が 19 歳以上 23 歳未満：150 万円未満

### 3. 申請時に必要となる主な書類

この取扱いによる申請を行う場合は、通常の申請書類の他に次の書類を提出していただきます。

- ① パート・アルバイト先が発行する労働条件通知書等（賃金・労働時間・契約期間等が確認できるもの）
- ② **扶養に関する申立書**（当健保所定様式）

※「所得証明書（直近分）」および「雇用内容証明書（健保所定用紙）+給与明細書直近 1 カ月分（写）」の提出は不要。ただし、判定の結果、労働契約内容が確認できないなどにより従来どおりの判定を行うことになった場合は、提出が必要となる。

※被扶養者の認定日の遡及対応に変更はなし。1 カ月以内に必要な書類がすべて揃わなかった場合は、遡っての認定はできないので、注意すること。

#### 4. 認定後の留意点

被扶養者として認定された後であっても、次の場合には、**その都度**、上記 3 の①②の書類の提出が必要となります。

- 労働契約の更新（契約期間のみの更新を含みます）
- 時給、労働時間、労働日数等の変更

また、収入や労働条件等に変更が生じ、被扶養者の要件を満たさなくなった場合には、**速やかに取消手続きを行ってください。**

#### 5. 申請内容に関する注意事項

- 提出された書類や申立内容に基づき被扶養者認定が行われますが、後日、要件を満たしていなかったことが確認された場合には、**被扶養者資格が認定日に遡って取り消しとなることがあります。**
- 被扶養者資格を有していなかった期間に健康保険を利用していた場合には、**東芝健保が負担した医療費・健診費用などの返還をお願いすることがあります。**

#### 6. 適用開始日

この取扱いは、**令和 8 年 4 月 1 日以降を認定日とする被扶養者**から適用されます。

#### 7. 今後の確認について

被扶養者として認定された後は、今後、年 1 回実施予定の被扶養者資格調査（検認）において、引き続き要件を満たしているかの確認を行う予定です。詳細については、あらためてお知らせします。